



是正措置の強化

派遣先の法違反に対する是正措置の強化

改正派遣法では違反する派遣先に対して厳しい指導や是正を求めるよう規定されます。不適正な派遣契約が判明した場合に努力義務の改善指導ではなく、派遣法違反として派遣先を処分する選択を可能にしたといえます。

行政機関の派遣先への定期指導も年々増えています。今後、派遣先に対する指導又は助言前措置を廃止し、より強い行政措置の発動が可能になることにより、派遣先に対し社名公表・改善命令・業務停止といった措置が行われても不思議ではない状況になっていくでしょう。

派遣帳票フォームの大部分は派遣先・派遣元共通です。つまり派遣元・派遣先のどちらからの不備はもう一方の不備でもあり、一方だけの指導では済みません。派遣先には政令業務と自由化業務の明確な見極め、契約内容と業務実態の整合性の定期確認、不備の無い派遣帳票類の作成が求められます。また適正な業務運営と帳票類の整備が出来る派遣会社の選択も重要です。

(株)フィールドプランニングでは、派遣契約が適切に締結されているかどうかを確認・報告・改善する「派遣適正診断」を行っております。現行契約の確認、今後の契約書・帳票整備の基準としてぜひご相談下さい。(リスクマネジメント本部・清水)

外国人材の適正活用

外国人材の雇用・活用ルールの遵守

事業の国際化に伴い、外国人の持つ各固有の文化背景による感性や言語能力を活用したい、個人として国籍を問わず優秀な人材を確保したいという企業が増え、外国人労働者へのニーズが高まり活用職種も多様化しています。社会の活性化を図る観点からも外国人労働者の活用が今後も進展すると考えられます。

外国人就労者が増加する一方で不法就労等の問題も多発しており、受け入れる企業には適正な対応が求められています。

エイジェックでは外国人求職者の登録の際に「パスポート」、「外国人登録証明書」を基に以下の点を確認し就業職種・業種に適切な外国人スタッフをご紹介します。

- ① VISA (在留資格) の有効期限
 - ② VISA (在留資格) の種類
- さらにエイジェック国際人材事業部では、多国籍のコーディネーターチームが言語能力の確認適正診断を基に就労希望者へのカウンセリングを行い企業へご紹介・派遣しております。
- (国際人材事業部：江部)



VISA (在留資格) の種類と対応可能業務

■ 就労が認められている在留資格 (活動が特定される)

- ・人文知識・国際業務、技術、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、資格・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行、技能

(就業できる職種が限定されます。主に当社は人文知識国際業務と技術が多い)

■ 就労が認められていない在留資格

- ・留学、就学、研修、家族滞在、文化活動、短期滞在

(資格外活動許可を得ている場合は、許可させた範囲で就労ができます)

■ 身分・地位に基づく在留活動が認められるもの

- ・永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者

(活動に制限がないので職種を問わず就労可能です)

